

安全保障理事会決議 1889 (2009)

2009 年 10 月 5 日、安全保障理事会第 6196 回会合にて採択

安全保障理事会は、

決議 1325 (2000)、1612 (2005)、1674 (2006)、1820 (2008)、1882 (2009)、1888 (2009) および関連する全ての議長声明の、相互に強化する様式における、継続的且つ完全な履行への公約を再確認し、

国際連合憲章の目的および原則を指針とし、また国際の平和と安全の維持についての憲章の下での安全保障理事会の主要な責任を念頭に置きつつ、

女性と女兒に対する全ての形態の暴力を撤廃するための、2005 年国際連合総会世界サミット成果文書 (A/RES/60/1)、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約および同選択議定書、児童の権利に関する条約および同選択議定書の当事国の義務を想起し、また、北京宣言および行動綱領並びに「女性 2000 年：21 世紀に向けた男女平等、開発および平和」(A/S-23/10/Rev.1) と題された第 23 回国際連合総会の成果文書に含まれた、とりわけ女性と武力紛争に関する公約を想起し、

2009 年 9 月 16 日の事務総長報告書 (S/2009/465) を審議し、本決議は、事務総長報告書において言及されている状況がジュネーブ諸条約およびその追加議定書の文脈における武力紛争か否かということに関する法的な決定を求めるものではなく、またそれら状況に関与する非国家当事者の法的地位に予断を与えるものではないことを強調し、

国家行動計画の発展を含む、決議 1325 (2000) を国家レベルにおいて履行する加盟国の取組を歓迎し、加盟国に対してそのような履行を継続して行うことを奨励し、

紛争の予防および解決並びに平和構築における女性の重要な役割を考慮し和平の過程の全ての段階における完全、平等且つ効果的な女性の参加の必要性をくり返し表明し、社会回復の枠組の再構築において女性が担うことのできる主要な役割を再確認し、女性たちの視点と必要性を考慮するために、紛争後の戦略の発展および履行において彼らに関与する必要性を強調し

和平過程の全ての段階における女性の代表不足、とりわけ仲介の過程での正式な役割における女性の構成員数がきわめて少ないことに深い懸念を表明し、また女性が、仲介者集

団の構成員において、地位の高い仲介者として、意思決定の水準で適切に任命されることを確実とする必要性を強調し、

暴力および脅迫、治安の欠如、法の支配の欠如、女性に対する過激なあるいは狂信的な考えの増加を含む文化的差別と非難、並びに教育へのアクセスへの欠如を含む社会経済的な諸要因の結果、女性の紛争予防および解決への完全な参加と紛争後の公的生活への参加の一貫した障壁に深い懸念を表明し続け、この点に関して、女性の立場を認めないことは永続的な平和、治安および復興の達成を遅らせまた損なうことを確認し、

とりわけ紛争後の平和構築の初期の段階から、意思決定および紛争後の計画に参加すること並びに、女性と女兒の生活、土地および財産権、雇用を確実とする方法として、とくに、身体的な安全、生殖と精神的な健康を含む健康サービスを含み、紛争後の状況における女性と女兒の特別な必要性を確認し、

進捗状況にもかかわらず、紛争予防、紛争解決および平和構築における女性の参加の強化への障害が残っていることを留意し、正式な意思決定および経済回復に従事することへの女性の能力が、紛争後の状況における十分な認識や資金をしばしば得ないことに懸念を表明し、また女性の早期回復の必要性への資金は、効果的な紛争後の平和構築に貢献できる、女性の能力強化を増加することに必要不可欠であることを強調し、

紛争状況および紛争後の状況における女性が、武力紛争の状況に対応し解決する主体ではなく犠牲者としてしばしばみなされることに留意し、女性の保護のみならず平和構築における能力強化に焦点を当てる必要性を強調し、

難民および国内避難民を含む、武力紛争の状況の女性と女兒への影響の理解、彼女たちへの特別のニーズへの十分且つ迅速な対応、および彼女たちの保護と和平の過程における完全な参加を保障する効果的な制度上の過程が、とりわけ紛争後の平和構築の初期の段階において、国際の平和と安全の維持および促進に多大に貢献することを確認し、

国際連合開発グループマルチドナー信託基金において、意思決定者がジェンダー関連の分配を追跡することを可能にする、国際連合開発計画によって開拓されたものと類似の制度を発展させる国際連合のイニシアチブを歓迎し、

決議 1325 (2000) の履行に関する国際連合の指導力を提供することに向けた暫定的な段階として、とりわけ現地ミッションにおいて、国際連合の上級の地位により多くの女性を任命する事務総長の取組を歓迎し、

決議 1325 (2000) の 10 周年記念の準備に関する国際連合システム内の知名度を高めまた調整を強化する国際連合運営委員会の、近々行われる設立を歓迎し、

決議 1325 (2000) についての認知度を上げるための、閣僚級の行事を含み、地球規模、地域および国家レベルでの 2009–2010 年の行事を企画し、「女性と平和および安全」に対する公約を更新し、また将来において決議 1325 (2000) の履行における残されたまた新たな課題に対応する方法を確定する関連主体を奨励し、

1. 加盟国、国際的および地域機構に対して、とりわけ女性組織を支援し、援助管理および企画に関与する女性の指導力並びに能力を促進すること、および平等に参加する女性の能力に関する否定的な社会的な態度に対抗することを通じて、復興過程の早期段階での政治的および経済的意思決定における関与を強化することによってを含み、とりわけ紛争解決、紛争後の計画および平和構築における、和平過程の全ての段階の間、女性の参加を改善するために更なる措置をとることを促す。
2. 女性と女児の権利および保護に適用される国際法を完全に尊重するために、武力紛争における全ての当事者に対する呼びかけをくり返し表明する。
3. 武力紛争および紛争後の状況における女性並びに女児に対して行われた適用される国際法の全ての違反を強く非難し、全ての紛争当事者に対して、即時の効果を持つ行動を阻止することを要請し、また、刑事責任の免除を阻止し、暴行および他の性的暴力を含み、武力紛争において女性および女児に対して行われた全ての形態の暴力に責任を有する者を訴追する全ての国家の責任を強調する。
4. 事務総長に対して、とりわけ特別代表および特使として、事務総長の代理として周旋を遂行するために任命される女性の数を増加させるために、また国際連合の政治的、平和構築および平和維持のミッションにおける女性の参加を増加させるための措置をとるために、適切な訓練を通じてを含み、戦略を発展させることを求める。
5. 事務総長に対して、安全保障理事会に対する全ての報告書が、武力紛争の状況の女性および女児に対する影響、彼女たちの紛争後の状況における特別のニーズ並びにそれらニーズを得る際の障壁についての情報を提供することを要請する。
6. 事務総長に対して、これらニーズへのシステム全般の対応を改善するために、とくに、意思決定および紛争後の企画における身体的な安全および参加への彼女たちのニーズに

ついでの情報を含み、紛争後の状況における女性および女性の特別なニーズについてのデータを集積し、特別なニーズを分析しまた体系的に評価することを関連の国際連合組織が、加盟国および市民社会との協力において確実とすることを要請する。

7. 国際連合ミッションの任務を設立し更新する際に、紛争後の状況においてジェンダー平等の促進と女性の能力の強化についての規定を含む安保理の意図を表明し、事務総長に対して、適宜、国際連合ミッションのジェンダー助言者および/あるいは女性保護助言者を任命し続けること、また国際連合国別現地チームとの協力の下、紛争後の状況において女性と女性の回復のニーズに対処するために技術支援および改善された調整の取組を与えることを助言者たちに依頼することを要請する。
8. 加盟国に対して、全ての紛争後の平和構築および回復の過程並びに分野においてジェンダー主流化を確実とすることを促す。
9. 加盟国、国際連合機関、援助者および市民社会に対して、女性の能力の回復が紛争中のニーズ評価および計画において考慮され、並びに紛争後の段階における女性のニーズに対応するために分配された資金の追跡と発展途上にある明白な分析を通じてを含む、その後の資金の支出および計画活動に考慮されていることを確実とすることを促す。
10. 紛争後の状況にある加盟国に対して、女性組織を含む市民社会との協議の下で、全ての水準において公の意思決定に従事する能力強化と、教育、収入を生み出す活動、基本的なサービスへのアクセスとりわけ性的および生殖に関する健康並びに生殖に関する権利また身体上の健康を含む健康上のサービス、ジェンダーに対応した法執行および司法へのアクセスを通じて、より多大な身体的安全とより良い社会経済状況への支援をとくに包含する、これらニーズと優先度に対応するために、女性の女性のニーズと優先度を詳細に特定し、また具体的な戦略を計画することを奨励する。
11. 加盟国、国際連合機関および、非政府組織を含む、市民社会に対して、紛争後の意思決定における女性の参加の促進における教育の重要な役割を考慮し、紛争後の状況において女性と女性の教育への平等なアクセスを確実とするために全ての可能な措置をとることを促す。
12. 武力紛争の全ての当事者に対して、難民キャンプおよび定住地の市民並びに人道上的特徴を尊重し、そのようなキャンプに住む全ての市民、とりわけ女性と女性の、暴行およびその他の性的暴力を含む、全ての形態の暴力からの保護を確実とすること、またそれら人々に対して、完全かつ支障のないまた安全な人道上のアクセスを確実とすること

を求める。

13. 武装解除、動員解除および社会復帰の計画に係る全ての者に対して、軍隊および武装集団と関わる女性と女兒またその子どもたちの特別なニーズを考慮し、これら計画への彼女たちの完全なアクセスを提供することを求める。
14. 平和構築委員会および平和構築支援事務所に対して、紛争後の平和構築の不可欠な部分としてジェンダー平等と女性の能力強化を前進させるための体系的な着目および資源の動員を確実とし続け、またこの過程に女性の完全な参加を奨励することを奨励する。
15. 事務総長に対して、国際連合の平和構築の取組を改善するための行動の課題において、平和構築過程の初期の段階から政治的・経済的意思決定における女性の参加を改善する必要性を考慮することを要請する。
16. 事務総長に対して、子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表と、安保理決議 1888 (2009) によって任命が要請された、性的暴力と武力紛争に関する事務総長特別代表の間の取組の完全な透明性、協力および取り組みを確実とすることを要請する。
17. 事務総長に対して、決議 1325 (2000) の 2010 年までまたそれ以降の履行に関して、関連する国際連合組織、他の国際的および地域的機構並びに加盟国による報告の共通の基盤となる、安保理決議 1325(2000)の履行を追跡する、地球規模の水準での使用のための一連の指標を、審議のために 6 か月以内に安全保障理事会に提出することを要請する。
18. 事務総長に対して、S/PRST/2007/40 において要請された報告書において、安保理決議 1325 (2000) の履行に関する進捗状況の再検討、決議 1325 (2000) に関連する情報について安全保障理事会が受理し分析し行動する進捗状況の評価、また実施を支援するために国連システム全体の、また加盟国と市民社会との調整を改善するためにさらなる措置についての勧告、また国際連合のミッションにおける女性の参加についての資料をも含むことを要請する。
19. 事務総長に対して、平和構築委員会の見解を考慮しまた特に以下を含み、紛争後の状況における平和構築および計画における女性の参加と包摂に関する報告書を 12 か月以内に安全保障理事会に提出することを要請する。
 - a. 紛争後の状況における女性と女兒の特別なニーズに関する分析、
 - b. 紛争解決および平和構築における女性の参加並びに全ての初期の紛争後の計画、財政および復興過程におけるジェンダー主流化への課題、

- c. 紛争後の状況における女性と女児のニーズに対応する計画および財政における国家能力を支援する措置、
- d. 平和構築の過程における女性の完全且つ平等な参加を保証する効果的な財政上および制度上の取極の発展を含み、紛争後の状況における女性と女児のニーズに対する国際的および国家の対応を改善するための勧告、

20. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。